

# 静岡県公立大学法人中期目標

我が国は、他国に例を見ない急速な少子高齢化、長引く経済の低迷、更には、急がれる東日本大震災からの復興など、様々な困難と解決すべき課題を抱え、先行きの不透明な状況に置かれている。

今、我が国に求められているのは、世界的規模で激変する経済や社会に的確に対応しつつ、課題を克服し、産業・経済上の活力の持続と社会生活における心の豊かさとが両立した社会を実現することである。

そして、その実現の原動力は、人々の知的活動と創造力であり、これを担う人材、すなわち、広い視野を持ち、新しい価値を生み出す力とこれから社会を牽引する力を備えた人材である。

ヒト、モノ、情報が大交流する現在、静岡県は、堅実な経済成長を実現しながら、県民誰もがよりよく暮らし、文化力を高め、他を惹きつける魅力を持った地域づくり、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を目指しており、この実現のため、知識、教養を備え、廉直な心を大切にする徳のある人の育成を進めている。

こうしたことを踏まえ、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の第2期中期目標においては、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「県立大学」という。）が、総合大学として生命科学と人文社会科学の両分野が連携した質の高い教育研究を通じ、静岡県のみならず日本や世界の将来を支える有為な人材の育成に一層努めることとする。また、これと併せて、教育研究の成果を国内外へ広く発信することにより、社会の発展に寄与する「知の拠点」として、静岡県民に支持され続ける魅力ある大学となることを目指す。

このため、教育面においては、公立大学法人化以降に取り組んできた教育活動の高度化、個性化を更に進め、教養と専門の知識・技能、異分野を融合した実践能力、豊かな人間性と社会性、未来を切り拓く強い意志を持つ、グローバル化社会で活躍できる人材を育成する。

研究面においては、独創性豊かで国際的に通用する高い学術性を備えた研究など、複雑多様で困難化する現代社会の課題の解決と発展に貢献する研究を推進する。

また、県立大学が、県民に支援された大学であり、地域に立脚した大学であることを深く認識し、地域のニーズに的確に対応した多様な学習機会の提供や産学官による連携を推進するなど、地域社会との積極的な連携を図る。

加えて、世界に開かれた大学として海外の大学との交流を活性化するなど、グローバルな展開を図る。

このため、静岡県は次のとおり中期目標を定める。

## 第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 中期目標の期間

平成25年4月1日から平成31年3月31日までとする。

### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大 学	学 部 等
静 岡 県 立 大 学	薬 学 部 食 品 栄 養 科 学 部 国 際 関 係 学 部 經 営 情 報 学 部 看 護 学 部
静 岡 県 立 大 学 短 期 大 学 部	大 学 院

## 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育

#### (1) 教育の成果、内容等

##### ア 育成する人材

###### (ア) 静岡県立大学

###### a 学士課程

幅広い教養と基本的な専門学力を備え、社会に貢献し広く国内外で活躍することができる人材を育成する。

###### b 大学院課程

高度な専門的知識や能力を持つ高度専門職業人及び創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者を育成する。

###### (イ) 静岡県立大学短期大学部

生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と実践的な専門知識や技術を備えた人材を育成する。

##### イ 入学者受入れ

大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、向学心旺盛で、県立大学で学ぶにふさわしい学力を備えた多様な入学者を確保する。

##### ウ 教育課程と教育方法

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った体系的な教育課程を編成するとともに、学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を確実に理解できるようにするために、多様で効果的な方法により教育を行う。

###### (ア) 静岡県立大学

###### a 学士課程

教養教育を充実するとともに、教養教育と専門教育の有機的連携を図る。また、初年次教育やキャリア教育等を効果的に配置するとともに、総合大学の特色を活かし、学部間等で連携した融合的な教育を行う。

###### b 大学院課程

学士課程における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性を一層向上させるため、深い知的学識の涵養を図る。

###### (イ) 静岡県立大学短期大学部

教養教育を充実するとともに、教養教育と専門教育の有機的連携を図る。

##### エ 卒後教育

卒業生が、大学で学んだ知識や技術の向上と新たな知識や技術の修得を図るために、卒後教育の充実に努める。

##### オ 成績評価

学生に対して各授業科目の到達目標、成績評価基準等を明示し、客観的で厳格な成績評価及び学位論文審査を行う。

#### (2) 教育の実施体制等

##### ア 教育の実施体制の整備

教育内容、教育方法等の充実を図るために、教職員の適正配置、学内教員の相互交流、学外の人材の登用などに努める。

##### イ 教育環境の整備

教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、全学的な視点から計画的な整備に努める。

## ウ 教育力の向上

### (ア) 教員の能力開発

教員が教育内容及び教育方法を改善し、向上させるため、組織的に行う教員の教育力や研究力等を含む総合的能力の開発（ファカルティ・ディベロップメント）活動を充実する。

### (イ) 教育活動の改善

外部評価、学生授業評価等の客観的な評価を活用し、教育活動の改善に努める。

### (3) 学生への支援

#### ア 学習・生活支援

学生が十分な自主的学習を行い、健康で充実した学生生活を享受できるようにするために、学習環境の整備や学習・生活支援体制の充実に努める。

#### イ 進路支援

全ての学生が希望する進路へ進むことができるようになるために、学生の就職・進学活動を支援する。

#### ウ 社会活動支援

豊かな人間性と社会性を育むため、学生の自主的な社会活動を奨励し、支援する。

## 2 研究

### (1) 研究の水準及び成果

#### ア 静岡県立大学

独創性豊かで国際的に通用する高い学術性を備え、社会の発展に貢献できる研究活動を推進する。

#### イ 静岡県立大学短期大学部

地域社会の保健・医療・福祉の発展に貢献できる研究活動を推進する。

### (2) 研究の実施体制等

#### ア 研究の実施体制の整備

目標すべき研究水準及び研究成果を達成するため、研究組織の弾力化を図るとともに、必要に応じ、国内外の研究機関等との人材の交流を推進する。また、産業界や国、自治体等との産学官連携研究を積極的に推進する。

#### イ 研究環境の整備

全学的な視点から施設・設備の有効活用を図るとともに、必要な研究環境の整備に努める。

#### ウ 知的財産の創出・活用

研究成果の知的財産化とその活用を戦略的に推進する。

#### エ 研究活動の改善

研究の水準や成果を向上させるため、研究内容や研究方法を検証し、研究活動の改善に活用する。

## 3 地域貢献

### (1) 地域社会との連携

地域に開かれた大学として、県民のニーズに的確に対応した多様な学習機会を提供する。また、産学民官による連携を推進し、研究成果の地域への還元を積極的に行うとともに、地域の諸課題の解決に資するため、社会への提言活動を行うなど、大学の知的資源を活用した地域社会との連携を推進する。

### (2) 県との連携

県における政策形成を積極的に支援するとともに、県の各種施策との連携を推進する。

### (3) 大学との連携

地域における高等教育の機能の向上を図るため、ネットワークの充実・強化や共同事業の実施など、大学間連携を推進する。

### (4) 高等学校との連携

県内高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、高等学校との連携を推進する。

## 4 グローバル化

### (1) 海外の大学等との交流の活性化

世界に開かれた大学として全学的な国際交流を活性化するため、海外の大学等との交流の充実や、学生及び教職員の派遣及び受入れを積極的に推進する。

### (2) 教育研究活動のグローバルな展開

大学の国際的通用力を向上させるため、国際的な教育研究の連携を図るほか、海外で活躍できる人材を養成するための教育を充実するなど、教育研究活動をグローバルに展開する。

## 第3 法人の経営に関する目標

### 1 業務運営の改善

#### (1) 有機的かつ機動的な業務運営

法人の自律性を確保しつつ、教育研究の進展や社会の要請に的確に対応するため、教育研究組織の検証と必要に応じた見直しを行うとともに、理事長や学長のリーダーシップのもと、有機的かつ機動的な業務運営を行う。

#### (2) 人事運営と人材育成

##### ア 人事制度の運用と改善

教育研究活動の一層の活性化を図るため、全学的な視点に立って適材適所の人員配置に努めるとともに、公正性、透明性、客観性が確保された任用制度及び教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。

##### イ 職員の能力開発

事務職員の専門性を高めるため、組織的に行う職員の職務能力の開発（スタッフ・ディベロップメント）活動を充実する。

#### (3) 事務等の生産性の向上

既存の業務や事務組織の適切な見直しを行い、社会や学生の様々なニーズに対応した、効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行う。

#### (4) 監査機能の活用

適正な法人運営を継続的に行うため、法定監査や内部監査を効果的に実施し、監査結果を大学運営に反映させる。

### 2 財務内容の改善

#### (1) 自己収入の確保

科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や、産学官連携による共同研究、受託研究などの外部資金の獲得等による自己収入の確保に努め、財政基盤の強化を図る。

#### (2) 予算の効率的かつ適正な執行

財務状況の分析や適切な予算管理により、効率的かつ適正な予算執行を進めるとともに、経費の節減に努める。

#### (3) 資産の安全かつ効率的・効果的な運用

安全かつ効率的で効果的な資産運用を図る。

## 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実

定期的に実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。

### 2 情報公開・広報の充実

#### (1) 情報公開の推進

社会への説明責任を果たすため、教育研究活動や業務運営について、情報の公開を積極的に推進する。

#### (2) 積極的かつ効果的広報の展開

「選ばれる大学」を目指して、大学の理念や教育研究活動の内容等を適切な方法により国内外に発信するなど、積極的かつ効果的な広報を展開する。

## 第5 その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設・設備の整備、活用等

既存の施設・設備を有効に活用するとともに、適切な維持管理に努める。また、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザインなどにも十分配慮し、必要に応じて、計画的に施設・設備の整備・改修を進める。

### 2 安全管理

#### (1) 安全衛生管理体制の確保

学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進するため、全学的な安全衛生管理体制を確保する。

#### (2) 危機管理体制の確立等

事故、災害等の未然防止と、事故、災害等が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理体制を確立するとともに、地域社会と一体となった防災の取組を推進する。

### 3 社会的責任

#### (1) 人権の尊重等

学生及び教職員に対するハラスメントを防止するなど、基本的人権を尊重するための制度や体制の整備、強化を図る。また、男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、教育、研究及び労働環境の整備を推進する。

#### (2) 法令遵守

教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究活動及び大学運営を行う。

#### (3) 環境配慮

教育や研究を含む諸活動を通して生ずる環境への負荷を低減するための取組を推進する。